

横浜市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正について

横浜市国民健康保険条例（昭和 35 年 12 月横浜市条例第 35 号。以下「条例」という。）及び国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市国民健康保険運営協議会規則（昭和 36 年 4 月横浜市規則第 26 号。以下「規則」という。）について所要の改正を行いました。

1 改正の概要

- (1) 条例の一部改正に伴い、規則第 1 条中「国民健康保険運営協議会」を「横浜市国民健康保険運営協議会」に改めます。
- (2) 政令の一部改正により、国民健康保険運営協議会の委員の任期が 3 年とされました。これに伴い、規則第 4 条を改正する必要がありますが、政令の規定と重複しているため、同じく政令の規定と重複している規則第 5 条第 1 項及び第 3 項とともに規定を整理します。

2 意見公募手続

関係する法令、条令、規則等の一部改正に伴い、当然必要とされる条項の変更及び規定の整理等であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要項第 5 条第 4 項第 8 号アの規定により、意見公募を行いませんでした。

3 公布・施行予定日

- (1) 公布予定日
令和元年 5 月 15 日
- (2) 施行予定日
令和元年 9 月 1 日